

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 給与所得等に係る特別徴収のしおり

一 関 市

市区町村コード					
0	3	2	0	9	3

○特別徴収の対象者（従業員）について

退職（休職）することになった

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者
異動届出書を提出します。



P.16 へ

他の事業所へ転勤

新たに入社した

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への
切替届出書を提出します。



P.17 へ

○特別徴収義務者（事業所）について

移転することになった

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を
提出します。



P.18 へ

名称が変わった

書類の送付先を変更したい

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

一関市役所 総務部 市民税課市民税第二係

TEL:0191-21-2111(内線 8246~8248) FAX:0191-21-2101

HP:<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

特別徴収義務者様

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、特別徴収義務者ならびに納税義務者各位のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税特別徴収について、一関市市税条例第46条の規定により、あなたを特別徴収義務者として指定しましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

＜ 目 次 ＞

	(ページ)
I 市民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて……………	1
II 特別徴収税額の納期の特例制度について……………	2
III 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について……………	3
IV 納入書の取扱いについて……………	4
V ゆうちょ銀行の指定について……………	6
VI 各種届出書の提出について……………	8
VII 各種届出書の記入について	
記入例① 退職等により未徴収税額を普通徴収する場合……………	9
記入例② 退職等により未徴収税額を一括徴収する場合……………	10
記入例③ 転勤により未徴収税額を引き続き新しい勤務先で特別徴収する場合…	11
記入例④ 普通徴収から特別徴収への切り替えをする場合……………	12
記入例⑤ 特別徴収義務者の所在地や名称に変更があった場合……………	13
記入例⑥ 納期の特例に関する申請書記入例……………	14
VIII 各種届出様式……………	15

取扱金融機関

次の金融機関の本店及び各支店で納入できます。

- 岩手銀行
- 東北銀行
- 北日本銀行
- 一関信用金庫
- いわて平泉農業協同組合
- 東北労働金庫
- ゆうちょ銀行

※ 東北6県以外のゆうちょ銀行をご利用される場合は、6ページの「指定通知書」に払込店名を記入し、最初の月分を納入される際に、その払込店に提出してください。

I 市民税・県民税・森林環境税特別徴収の 取扱いについて

1 特別徴収とは

給与所得者の市民税・県民税・森林環境税（以下「市・県民税」という。）納税の便宜を図るため、地方税法ならびに一関市市税条例の規定によって、給与所得者が1年間に納付しなければならない市・県民税を6月から翌年5月までの給与が支払われる際に徴収して、事業所ごとにまとめて納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際に所得税を源泉徴収して納付する義務がある個人や事業所等を、一関市市税条例によって特別徴収義務者に指定します。

特別徴収義務者は、市から送付された特別徴収税額通知書により、毎月定められた税額（月割額）を給与から徴収して、翌月10日までに納入する義務があります。

3 特別徴収による納税義務者

令和8年1月1日現在一関市に住所を有し、令和7年中に給与の支払いを受け、かつ令和8年4月1日現在において給与の支払いを受けている方です。なお、1月2日以降に市外へ転出された方についても、令和8年度分（令和9年5月分まで）は一関市へ納入してください。

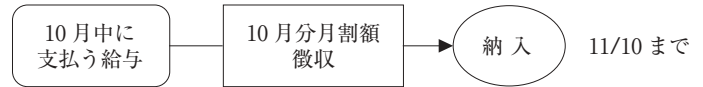
4 特別徴収税額（月割額）の徴収

送付した「令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている各納税義務者の各月の月割額を、毎月の給与から差引き徴収してください。なお、年税額が6,000円（均等割）以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額徴収となります。

5 特別徴収税額の納入

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を「市民税・県民税・森林環境税納入書」により、表紙裏面記載の金融機関に徴収した月の翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに納入してください。

例：10月26日に10月分の給与を支払う場合、10月分の月割額を徴収し、11月10日までに納入してください。



- ※ 納入書の記入の仕方は、4・5ページを参照してください。
- ※ 東北6県以外のゆうちょ銀行をご利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、6ページの「指定通知書」に利用する払込店を記入し、最初の月分を納入する際に、払込店に提出してください。

(1) 退職者の一括徴収の場合

一括徴収税額はその徴収した月の翌月10日までに、他の納税義務者に係る特別徴収税額とあわせて納入してください。

- ※ 市・県民税の特別徴収義務者は、地方税法第321条の5第2項の規定に基づき、翌年1月1日から4月30日までの間に、退職等の理由で特別徴収から普通徴収へ切り替えとなる場合は、残額を一括徴収する義務があります。

(2) 税額の変更について

所得税の確定申告や修正申告等により税額が変更になったときや、退職や転勤、新たに特別徴収を開始する方が増えた等、事業所からの届出に基づき月割額を変更したときは、「税額変更通知」を送付しますので、変更された月割額を徴収してください。

6 期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が、納期限までに徴収税額を納入されない場合は、延滞金がかかる場合があります。また、督促状が発送された場合には、督促手数料 100 円が加算されます。

7 特別徴収とマイナンバーについて

社会保障・税番号（マイナンバー）制度により、特別徴収に係る届出書の一部に個人番号や法人番号の記入が必要になるものがあります。これらの届出書には記入欄を設けていますので、提出の際は確認の上ご記入ください。

8 特別徴収に係る eLTAX の利用について

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用すると、特別徴収への切替届出書、給与所得者異動届出書等の書類は、インターネット経由で提出することができます。

eLTAX をご利用いただくための手続き等は、eLTAX ホームページ（URL:<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

II 特別徴収税額の納期の特例制度について

1 特別徴収税額の納期の特例とは

給与の支払いを受ける従業員数が当時 10 人未満である事業所が、「特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることで、特別徴収税額を毎月納入ではなく年 2 回で納入することができる制度です。

2 納期の特例を受けることができる条件

- ・ 従業員数が常時 10 人未満であること
- ※ 繁忙期等に、臨時に雇った者がいるような場合は人数に含めません。
- ・ 市・県民税の滞納、納入の遅納がないこと（やむを得ないと認められる場合を除く。）。

3 納期の特例を適用した場合における納期

- ・ 前期分（6 月分から 11 月分まで） 12 月 10 日
→ 「11 月分」の納入書を使用
- ・ 後期分（12 月分から翌年 5 月分まで）翌年 6 月 10 日
→ 「翌 5 月分」の納入書を使用
- ※ 10 日が土日祝日の場合は翌営業日が納期限となります。

4 留意事項

- ・ 給与の支払いを受けている従業員数が常時 10 人以上となった場合は、「納期の特例の承認要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。
- ・ 納期の特例について承認を受けても、滞納した場合はこの特例の承認を取り消すことがあります。

Ⅲ 退職所得に係る市民税・県民税の 特別徴収について

退職所得に係る市・県民税は、他の所得とは分離して税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収し、申告・納入してください。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給される場合は除かれます。

1 課税（納入先）市町村

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職者の住所地の市町村に納入してください。

2 税額の計算方法

以下の計算方法によりそれぞれ税額を求めます。

(1) 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 障がい者になったことによる退職の場合は100万円加算します。

※ 勤続年数に1年未満の端数がある場合は切り上げます。

(2) 退職所得（課税標準額）

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} = \left[\boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right] \times \frac{1}{2}$$

※ 法人役員等（法人税法上の法人役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員）で勤続年数5年以下の方が支払いを受ける特定役員退職手当等については、退職手当等の額から退職所得控除額を控除した残額（2分の1を乗じない額）が退職所得金額になります。

※ 上記法人役員等以外で勤続年数5年以下の方が支払いを受ける短期退職手当等については、退職手当等の額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合には、150万円（300万円に2分の1を乗じた額）に、300万円を超える差額を加算した額が退職所得金額になります。

(3) 退職所得に係る税額

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税 率} & \\ \hline \text{市民税} & \text{県民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array} = \boxed{\begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市民税額} + \text{県民税額} \\ \hline \end{array}}$$

(4) 退職所得に係る市・県民税の納入

「市民税・県民税納入書」納入金額欄の「退職所得分」に算出税額を記入し、裏面（納入申告書）に必要事項を記入のうえ、毎月納入する月割額とあわせて納入してください。

※ 特別徴収義務者が個人事業主の場合は納入書裏面を使用せず、20ページの納入申告書に記入し、一関市役所市民税課へ提出してください。

Ⅳ 納入書の取扱いについて

一関市の納入書は「納入金額(1)」欄に納入金額を印字しております。
納入金額に変更がない場合は、納入書には何も記入せずご使用ください。
 納入金額に変更がある場合は、金額を訂正してご使用ください。

～納入書記入の注意点～

- ▶ 黒のボールペンで丁寧に記入してください。
- ▶ 各金額欄の数字の頭に「¥、金」等は記入しないでください。
- ▶ 各納入金額は三連用紙（領収証書・納入書・納入済通知書）全てに記入してください。

1 納税義務者の異動や特別徴収税額の変更等により、納入金額に変更が生じた場合

「納入金額(1)」欄の納入金額を二重線で消し（訂正印不要）、「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に変更後の納入金額を記入してください。

岩手県一関市 個人市民税 領収証書 (公)

個人市民税
個人県民税
森林環境税

市区町村コード 032093	口座番号 02310-3-960066	加入者名 一関市	
指定番号 令和〇年 6月分	納入金額(1) ××××××	納入金額(1) ¥ 100,000 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	納給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	
	入金 退職所得分		入金 退職所得分
	延滞金		延滞金
	督促手数料		督促手数料
納期限 令和〇年 7月10日	合計額(2) 1 5 0 0 0 0 0	合計額(2) 1 5 0 0 0 0 0	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 一関市竹山町〇-〇 氏名 又は 名称 ○〇商事株式会社		領収日付印 様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岩手県一関市 個人市民税 納入書 (公)

個人市民税
個人県民税
森林環境税

市区町村コード 032093	口座番号 02310-3-960066	加入者名 一関市	
指定番号 令和〇年 6月分	納入金額(1) ××××××	納入金額(1) ¥ 100,000 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	納給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	
	入金 退職所得分		入金 退職所得分
	延滞金		延滞金
	督促手数料		督促手数料
納期限 令和〇年 7月10日	合計額(2) 1 5 0 0 0 0 0	合計額(2) 1 5 0 0 0 0 0	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 一関市竹山町〇-〇 氏名 又は 名称 ○〇商事株式会社		領収日付印	

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局保管)

岩手県一関市 個人市民税 納入済通知書 (公)

個人市民税
個人県民税
森林環境税

市区町村コード 032093	口座番号 02310-3-960066	加入者名 一関市	
指定番号 令和〇年 6月分	納入金額(1) ××××××	納入金額(1) ¥ 100,000 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	納給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 5 0 0 0 0 0	
	入金 退職所得分		入金 退職所得分
	延滞金		延滞金
	督促手数料		督促手数料
納期限 令和〇年 7月10日	合計額(2) 1 5 0 0 0 0 0	合計額(2) 1 5 0 0 0 0 0	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 一関市竹山町〇-〇 氏名 又は 名称 ○〇商事株式会社		領収日付印	

上記のとおり通知します。(受付店→岩手銀行一関支店→一関市) (市保管)

納入済通知書の納入金額欄に★記号は記入しないでください。

2 退職所得に係る特別徴収税額の納入がある場合

「納入金額(1)」欄の納入金額を二重線で消し（訂正印不要）、「納入金額(2)」の「給与分」欄に毎月の給与から徴収した金額を、「退職所得分」欄に退職所得から徴収した金額を、「合計額」欄に給与分と退職所得分の徴収金額の合計額を記入してください。
 なお、納入済通知書裏面の「納入申告書」にも必要事項を記入してください。

岩手県一関市 個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書		(公)
市区町村コード 01312101913	口座番号 02310-3-960066	加入者名 一関市		
令和〇年 6月分	指定番号 xxxxxx	納入金額(1) +00,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納 給与分 入 (給与) (円を含む)	単千百十万千百十円	100000	
	退 職 所得分		299800	
延滞金				
督促手数料				
(2) 合計額			399800	
納期限 令和〇年 7月10日		額		
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 〇〇商事株式会社		領収日 付印		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岩手県一関市 個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書		(公)
市区町村コード 01312101913	口座番号 02310-3-960066	加入者名 一関市		
令和〇年 6月分	指定番号 xxxxxx	納入金額(1) +00,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納 給与分 入 (給与) (円を含む)	単千百十万千百十円	100000	
	退 職 所得分		299800	
延滞金				
督促手数料				
(2) 合計額			399800	
納期限 令和〇年 7月10日		額		
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 〇〇商事株式会社		領収日 付印		

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局保管)

岩手県一関市 個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書		(公)
市区町村コード 01312101913	口座番号 02310-3-960066	加入者名 一関市		
令和〇年 6月分	指定番号 xxxxxx	納入金額(1) +00,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納 給与分 入 (給与) (円を含む)	単千百十万千百十円	100000	
	退 職 所得分		299800	
延滞金				
督促手数料				
(2) 合計額			399800	
納期限 令和〇年 7月10日		額		
仙台貯金事務センター (〒980-8794)		取りまとめ店		
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 〇〇商事株式会社		領収日 付印		

上記のとおり通知します。(受付店→岩手銀行一関支店→一関市 (市保管))

市民税 県民税		納入申告書	
一関市民 様		令和〇年 7月 〇日提出	
退職手当等支払金額	令和〇年 6月分	人員	1人
	79,980.00		
特別徴収税額	市民税	11,990.00	
	県民税	11,990.00	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 〇〇商事株式会社		(受付印)	
※個人事業主の場合は、法人番号や個人番号の記入は不要です。			
法人番号	9876543210987		

納入済通知書の納入金額欄に赤字は記入しないでください。

V ゆうちょ銀行の指定について

一関市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収月額割の払込金融機関として、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫、いわて平泉農業協同組合、東北労働金庫及び東北6県内に所在するゆうちょ銀行（郵便局）を指定しています。

東北6県以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、右の「指定通知書」に「ゆうちょ銀行店名」または「郵便局名」と提出年月日を記入し、第1回目を納入する際に、納入書とともにそのゆうちょ銀行（郵便局）に提出してください。

なお、前年度に利用されたゆうちょ銀行（郵便局）は、年度等がかわっても引き続き利用できます。

（ゆうちょ銀行提出用）

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長 様

一関市長 佐藤 善仁



指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、一関市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店に指定しましたので通知いたします。

1. 認可又は承認番号 第 34 号
2. 口座番号 02310-3-960066
3. 加入者の名称 一 関 市
4. 取りまとめ店 仙台貯金事務センター

（
切
り
取
り
線
）

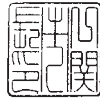
ゆうちょ銀行指定用

(特別徴収義務者控用)

令和 年 月 日

市民税・県民税・森林環境税
特別徴収義務者 様

一関市長 佐藤 善仁



市民税・県民税・森林環境税払込金融機関指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、一関市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の払込金融機関として下記のとおり指定したので通知します。

記

払込店名

所在地

名 称 ゆうちょ銀行 店
郵便局

ゆうちょ銀行指定用

(一関市提出用)

令和 年 月 日

一関市長 佐藤 善仁 様

特別徴義務者
住 所
氏 名

市民税・県民税・森林環境税払込金融機関の指定について(通知)

下記払込店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づく一関市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額取扱店として指定通知書を交付したので通知します。

記

払込店名

所在地

名 称 ゆうちょ銀行 店
郵便局

(切 り 取 り 線)

VI 各種届出書の提出について

1 退職等の場合

特別徴収税額の通知書に記載されている方が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、異動の発生した翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。(税額通知書は、下表の届出書受付日までに届いた届出書等について、それぞれの通知書発送日に送付します。)

また、1月1日から4月30日までの間に、退職等で特別徴収から普通徴収へ切り替えとなる方で、市・県民税の未徴収税額がある方は、地方税法第321条の5第2項により一括徴収することが義務づけられています(死亡退職を除く)。

2 転勤等の場合

転勤等により勤務先が変わった場合、新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税義務者が希望した場合は、特別徴収を継続できます。

徴収税額及び徴収開始月について、新しい勤務先へ必ず確認してください。その上で、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の「A特別徴収継続の場合」の欄に、新しい勤務先の名称、所在地、特別徴収税額(月割額)、徴収開始月などの必要事項を忘れずに記入してください。

【届出書受付日と税額通知書発送の日程】

下の表のとおり、上段の届出書受付日までに届いた届出書等について、下段の納税通知書発送日に特別徴収税額通知書を送付します。

	5月	6月	7①月	7②月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
届出書 受付日	5月11日 (月)	6月9日 (火)	6月25日 (木)	7月10日 (金)	8月12日 (水)	9月10日 (木)	10月9日 (金)	11月10日 (火)	12月10日 (木)	1月13日 (水)	2月10日 (水)	3月10日 (水)
税額通知書 発送日	5月19日 (火)	6月17日 (水)	7月3日 (金)	7月21日 (火)	8月20日 (木)	9月18日 (金)	10月20日 (火)	11月18日 (水)	12月18日 (金)	1月21日 (木)	2月19日 (金)	3月19日 (金)

3 新たに特別徴収する給与所得者が生じた場合

本人希望や入社等により特別徴収が可能となった方がいるときは、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書」を提出してください。なお、納期限が過ぎた分は特別徴収への切替ができません。切り替えたい普通徴収期別の納期限までに提出してください。

納期限が過ぎた分は自分で納付するようお話しください。

4 特別徴収義務者の所在地・名称の変更

変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

※ 各種様式はコピーしていただくか、一関市ホームページからダウンロードしてください。

一関市ホームページ：<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

くらし・手続き → 税金 → 市民税・県民税に関すること
→ 〈事業主のみなさまへ〉個人住民税の給与特別徴収制度について
→ 各種様式ダウンロード

VII 各種届出書の記入について

記入例①

退職等により未徴収税額を普通徴収する場合

現年度：令和8年度
 新年度：令和9年度
 両年度：令和8・9年度

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

一関市長 様 令和 8 年 11 月 30 日提出		所在地 〒 021-0000 一関市竹山町〇-X フリガナ イチノセキサンギョウ	特別徴収義務者 指定番号 777777	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収者 給与支払者		氏名又は名称 一関産業 株式会社	宛名番号 55	所属 人事課 給与係
個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話 0191-21-0000 内線 (4444)	氏名 花泉 みどり	担当 者先
フリガナ	ダイトウ キヨシ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120.000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 60.000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 12 月から 5 月まで 60.000 円
氏名	大東 きよし	異動 年月日 令和 8 年 11 月 30 日	異動の事由 1. 退職・長職 2. 転職・長期 3. 休職・不定期 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併の 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付) →Cを記入
生年月日	大 昭 平 6 0 年 1 月 1 日	11 月 30 日	1. 特別徴収継続 →Aを記入 2. 一括徴収 →Bを記入 3. 普通徴収 (本人納付) →Cを記入	
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8			
1月1日 現在の住所	一関市千厩町千厩字北方〇-X			
異動後の 住所	一関市東山町長坂字西本町〇-X			

異動届出書
の内容について
応答できる
担当者の
連絡先を
記入してく
ださい。

A 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	不明な場合は未記入 でかまいません。	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
新 しい 徴 収 先	所在地		担当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話 内線 ()	受給者番号 ※市記入欄 宛名番号

- ・未徴収税額を普通徴収とする理由を枠内から選び、該当する番号を枠内に記入してください。
- ・死亡により退職した場合の未徴収税額は、相続人の方が支払うこととなりますので、相続人の方について記入してください。(相続人の方が確定していない場合は、給与や退職手当を受け取る方等を記入してください。)

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
月 日	円	

C 普通徴収の場合	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市記入欄	TMFN	転 勤	INSIDE
理 由	2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		/	/	/
	3. 死亡による退職であるため(相続人氏名: _____ 住所: _____)				

記入例②

退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

市・県民税の特別徴収義務者は、地方税法第321条の5第2項の規定に基づき、1月1日から4月30日までの間に、退職等（死亡は除く）の理由で特別徴収から普通徴収へ切り替えとなる場合は、残額を一括徴収する義務があります。

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

一関市長様 令和9年2月5日提出		所在地 〒021-0000 一関市竹山町〇-X フリガナ イチノセキサンギョウ	特別徴収義務者番号 777777	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収 給与支払者		氏名又は名称 一関産業株式会社	宛番号 55	所属 人事課 給与係
フリガナ ダイトウ キヨシ		個人番号 1234567890123	担当者先 電話 0191-21-0000 内線 (4444)	氏名 花泉 みどり
給与所得者	フリガナ 大東 きよし	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 6月 から 1月 まで 80,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 40,000 円
生年月日	大昭和60年1月1日	異動年月日	令和9年2月5日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併 7. その他 (事由・理由)
個人番号	987654321098	異動後の住所	一関市千厩町千厩北方〇-X	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収 1. 特別徴収継続 →Aを記入 2. 一括徴収 →Bを記入 3. 普通徴収 (本人納付) →Cを記入

異動届出書の内容について応答できる担当者の連絡先を記入してください。

A 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者番号	法人番号	新しい勤務先へは、月割額
所在地	所属	担当者先
フリガナ	氏名	電話
氏名又は名称	電話	内線 ()

※市記入欄 宛番号

一括徴収で納入する月と金額を記入してください。
(ウ)欄と「B 一括徴収の場合」には同じ月を記入してください。

B 一括徴収の場合

理由 2. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 2月25日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 40,000 円	左記の一括徴収した税額は、 2 月分 (翌10日納入期限分) で 納入します。
--	----------------	---------------------------------	---

C 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため(相続人氏名: 住所:)	※市記入欄 TMFN 転動	INSIDE
---	---------------------	--------

記入例③

転職(転職を含む)により未徴収税額を引き続き新しい勤務先で特別徴収する場合

再就職先が不明な場合や特別徴収の継続について確認できない場合は、「記入例①」により提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

一関市長 様 令和 8 年 11 月 30 日提出		所在地 〒021-0000 一関市竹山町〇-X フリガナ イチノセキサンギョウ 氏名又は名称 一関産業 株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者番号 777777 宛名番号 55		所属 人事課 給与係 氏名 花泉 みどり 電話 0191-21-0000 内線 (4444)	担当 担当者先
フリガナ 大東 きよし 氏名 大東 きよし 生年月日 大 昭 平 6 0 年 1 月 1 日 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 1月1日現在の住所 一関市千厩町千厩字北方〇-X 異動後の住所 一関市東山町長坂字西本町〇-X	フリガナ ダイトウ キヨシ 氏名 大東 きよし 生年月日 大 昭 平 6 0 年 1 月 1 日 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 1月1日現在の住所 一関市千厩町千厩字北方〇-X 異動後の住所 一関市東山町長坂字西本町〇-X	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120.000 円 (イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 60.000 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 12 月から 5 月まで 60.000 円	異 年 月 令和 8 年 2 月 30 日 職 務 退職 職 階 長 職 欠 欠 職 他 他 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併 7. その他 [事由・理由]

転職の場合も転職に○をつけてください。

異動届出書の内容について応答できる担当者の連絡先を記入してください。

特別徴収継続の場合 特別徴収義務者番号 9 9 9 9 9 9 所在地 〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前〇-X フリガナ ムロネショウジ カワサキシテン 氏名又は名称 株式会社 室根商事 川崎支店	法人番号 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 所 属 総務課 氏 名 藤沢 しげる 電 話 0191-43-0000 内線 (8888)	新しい勤務先へは、月割額 10.000 円を 12 月分(翌月10日納期)から徴収し、納入するよう連絡をします。 受給者番号
---	---	---

新しい勤務先に必ず連絡をとり、月割額と徴収開始月(徴収終了月の翌月)をお伝えください。また、「受給者番号」の指定がある場合は、記入いただき、「連絡電話番号」、「担当者氏名」は必ず記入してください。

一括徴収の場合 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と)
---	------------------------------

普通徴収の場合 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため(相続人氏名: 住所:)	※市記入欄 TMFN 転 動 INSIDE
--	-----------------------------

記入例④

普通徴収から特別徴収への切り替えをする場合

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書

個人事業主の場合、
法人番号欄は記入不要です。

一関市長様 令和8年7月6日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ 名称 (氏名)	イチノセキサンギョウ 一関産業株式会社		特別徴収義務者 指定番号	777777
		所在地 (住所)	〒021-0000 一関市竹山町〇-X		担当者	所属 人事課 給与係 氏名 花泉 みどり 電話番号 0191-21-0000

下記の者について、普通徴収の第 期から第4期までを 8 月分(8年9月10日納入分)より当事業所で特別徴収します。 納入書 要・不要

給与所 氏名 千原 さくら 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日	フリガナ センマヤ サクラ	申請理由(○をつけてください)	普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市記入欄 仮通知 INSIDE
		○ 入社したため 復職したため	済 未済・口座振替	督促停止 (要・不要) 口座振替 (要・不要)
<p>【注1】 普通徴収の納期限が過ぎた分は切り替えできません。 (納期限) ①1期:6/30 ②2期:8/31 ③3期:11/2 ④4期:2/1</p> <p>【注2】 事業所で給与からの天引きの事務処理が可能な月を記入してください。 記入いただいた月の翌月10日までに市に納入いただきます。 毎月の届出書受付日までに提出したもので、通知の発送日前に税額のお知らせが必要な場合は、「月割額の連絡」欄に記入してください。</p> <p>【注3】 本人あてに送付している普通徴収納付書(納期未到来のもの)を回収し、一緒にご提出ください。</p> <p>【注4】 受給者番号が確定している場合は「受給者番号」欄に記入してください。</p>		受給者番号	<p>【注3】</p> <p>年税額 : _____ 宛番号 _____</p> <p>納付済額(普): _____</p> <p>納付済額(特): _____</p> <p>特徴切替額 : _____</p> <p>月 : _____</p> <p>月~ : _____</p>	
		普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市記入欄 仮通知 INSIDE	
		済 未済・口座振替	FMTN 督促停止 (要・不要) 口座振替 (要・不要)	
		受給者番号	<p>年税額 : _____ 宛番号 _____</p> <p>納付済額(普): _____</p> <p>納付済額(特): _____</p> <p>特徴切替額 : _____</p> <p>月 : _____</p> <p>月~ : _____</p>	
月割額の連絡				
月割額の事前連絡が必要な場合のみご記入ください。				
<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 までに、連絡希望。				
<p>毎月の届出書受付日までに受理した届出分で、通知の発送日(左表のとおり)前に税額のお知らせが必要な場合は文書または電話でお知らせします。 なお、上記の日付が「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」の送付で間に合う場合には、事前連絡を省略しますのでご了承ください。</p>				

税額通知書発行日(令和8年度)

- ※ 納期が過ぎた「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」分は特別徴収に切り替えることができません。切り替えたい期別分の納期の日までにこの届出書を提出してください。
- ※ 二重納付防止のため、本人あてに送付している「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」のうち、今回特別徴収に切替する期別分の納付書を回収しこの届出書と一緒に送付してください。なお、普通徴収で納付済みの税額がある場合には、領収印のある領収証書はご本人が保管してください。
- ※ 一関市から貴事業所への「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」については、毎月の届出書受付日までに受理した届出書分を上記の表の日程のとおり発送します。届出書受付日以降に受理した分は翌月の処理になりますのでそれらを考慮し、切替開始月を指定して下さい。
- ※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

記入例⑤

特別徴収義務者の所在地や名称に変更があった場合

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

一関市長様 令和8年8月25日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ イチノセキサンギョウ	特別徴収義務者 指定番号 777777
		名称 (氏名) 一関産業株式会社	法人番号 1234567890123
		〒021-0000	所属 人事課 給与係
		所在地 (住所) 一関市竹山町〇-X	担当者 氏名 花泉 みどり
			電話番号 0191-21-0000

◎変更があった部分のみお書きください。

事項	変更前	変更後	変更日
変更事項	フリガナ イチノセキサンギョウ 名称 (氏名) 一関産業株式会社	イチノセキホールディングス 一関ホールディングス株式会社	8年8月15日
事項	〒021-0000 所在地 (住所) 一関市竹山町〇-X	〒021-0000 一関市竹山町〇-◇	8年8月15日
	電話番号 0191-21-0000	0191-21-9999	8年8月15日

変更理由	<input checked="" type="checkbox"/> ① 社名変更 <input type="checkbox"/> ④ 給与事務の統合 <input type="checkbox"/> ⑦ 合併(消滅会社の指定番号【 】) <input checked="" type="checkbox"/> ② 所在地変更(登記変更有) <input type="checkbox"/> ⑤ 法人化、または個人事業化 <input type="checkbox"/> ⑧ その他【 】 <input type="checkbox"/> ③ 給与事務担当部署等の移転(登記変更無) <input type="checkbox"/> ⑥ 分割 ◆④～⑦に該当の場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
特別徴収義務者 指定番号について	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する(新設合併の場合は新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【 】を使用する ⇒ 「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する ⇒ 「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 ◆変更理由⑤の場合や新設合併の場合は「新規事業所」となりますので、新規に指定番号を取得します。

《送付先の指定》 特別徴収関係書類の送付先を上記以外の事業所、会計事務所等に指定する場合

送付先指定	フリガナ 名称 (氏名) 所在地 (住所) 電話番号	特別徴収関係書類の送付先を指定する場合にご記入ください。 ※所在地や名称に変更がなく、送付先のみ指定する場合は、この部分のみ記入してください。
-------	---	--

以下の場合には指定番号を継続して利用することができません。
 従業員を新規事業所へ転籍させる必要があるため、「給与所得者異動届出書」(記入例③ P11)も併せてご提出ください。

- ・個人事業から法人化
- ・個人事業の代表者の変更
- ・法人を解散し個人事業へ変更
- ・合併により新規事業所設立

記入例⑥

特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税の納期の特例に関する申請書

個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

一 関 市 長 様 令和 8 年 6 月 1 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ イチノセキサンギョウ	特別徴収義務者 指 定 番 号	777777
		氏 名 (名 称) 住 所 (所在地)	一関産業 株式会社 〒 021-0000 一関市竹山町〇-X	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 所 属 人事課 給与係 担 当 者 氏 名 花泉 みどり 電 話 番 号 0191-21-0000

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 8 年 6 月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額						
申請の日前6ヶ月間における給与の支払を受ける者の数		令和 8 年 5 月	令和 8 年 4 月	令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月	令和 7 年 12 月
	人 数		4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
上記のうち、臨時に雇用している者の数	人 数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
1 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 2 申請の日前1ヶ月以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	左記に該当する場合には記入してください。						

※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

※ 承認された場合、翌年度以降も引き続き特例措置が継続されます。そのため、当初課税前に市から給与支払人員について確認の連絡をする場合があります。給与の支払を受ける者が通常10人以上となった場合には、特例の適用を解除することになりますので速やかにご連絡願います。

市 処 理 欄	処 理 区 分	却下の理由	INSIDE
	承 認		
	却 下		

Ⅷ 各種届出様式

(ページ)

- 1 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書……………16
- 2 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書 ……………17
- 3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書……………18
- 4 特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税の納期の特例に関する申請書……………19
- 5 個人事業主が使用する納入申告書について（退職所得用）……………20

※ 特別徴収義務者が個人事業主である場合における退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書の提出については、納入書裏面を使用せず、20ページの納入申告書を使用してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
一関市長様 令和 年 月 日提出		所在地		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号							
		フリガナ				宛 名 番 号							
		氏名又は名称				担 連 当 者 先		所 属 氏 名					
		個人番号 又は法人番号				←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名												
	生年月日		大	昭	平	年	月	日	6 月から 月 月まで	月 月 から 5 月 月まで	令和 年 月 月 日	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額 <input type="checkbox"/> 6. 合併 <input type="checkbox"/> 7. その他 <small>(事由・理由)</small>	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 →Aを記入 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 →Bを記入 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付) →Cを記入
	個人番号												
	1月1日 現在の住所												
異動後の 住所													
A 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指 定 番 号		←不明な場合は未記入 でかまいません。		法人番号		新しい勤務先へは、月割額 円を		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新 し い 勤 務 先	所在地		〒		担当者連絡先		所 属 氏 名		受給者番号		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
	フリガナ						電 話		※市記入欄 宛名番号				
	氏名又は名称								内線 ()				
B 一括徴収の場合		<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、		<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
理 由				月 日		円							
C 普通徴収の場合		<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため(相続人氏名: 住所:)		※市記入欄		TMFN		転 動		INSIDE			
理 由						/		/		/			

(切 り 取 り 線)

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
一関市長様 令和 年 月 日提出		所在地		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号							
		フリガナ				宛 名 番 号							
		氏名又は名称				担 連 当 者 先		所 属 氏 名					
		個人番号 又は法人番号				個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名												
	生年月日		大 昭 平 年 月 日										
	個人番号												
1月1日 現在の住所				6 月から 月 月まで		月 月から 5 月 月まで		令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不 <input type="checkbox"/> 6. 合併 <input type="checkbox"/> 7. その他 <small>(事由・理由)</small>		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 →Aを記入 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 →Bを記入 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付) →Cを記入	
異動後の 住所				円		円		円					
新 しい 勤 務 先	A 特別徴収継続の場合				特別徴収義務者 指 定 番 号		←不明な場合は未記入 でかまいません。		新規		法人番号		
	所在地		〒		担 当 者 連 絡 先		所 属 氏 名		電 話		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	フリガナ										受給者番号		
	氏名又は名称										※市記入欄 宛名番号		
理 由	B 一括徴収の場合				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		円		
	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				月 日								
理 由	C 普通徴収の場合				※市記入欄		TMFN		転 動		INSIDE		
	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため(相続人氏名: 住所:)						/		/		/		

(切 り 取 り 線)

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書

一関市長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称 (氏 名)		法 人 番 号	
令和 年 月 日提出		所在地 (住 所)	〒	担 当 者	所 属 氏 名 電 話 番 号

下記の者について、普通徴収の第 期から第4期までを 月分(年 月 日納入分)より当事業所で特別徴収します。 納入書 要・不要

給与所得者	フリガナ	申請理由(○をつけてください)	普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄
	氏 名		入社したため	済・未済・口座振替
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	復職したため		年税額 : 宛名番号
1月1日住所		本人希望	受給者番号	納付済額(普):
現住所		その他 ()		納付済額(特):
				特徴切替額:
				月 月-

給与所得者	フリガナ	申請理由(○をつけてください)	普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄
	氏 名		入社したため	済・未済・口座振替
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	復職したため		年税額 : 宛名番号
1月1日住所		本人希望	受給者番号	納付済額(普):
現住所		その他 ()		納付済額(特):
				特徴切替額:
				月 月-

切替届出書受付日 税額通知書発付日の 日程(令和×年年度)	特別徴収を開始する月は、給与事務の状況に応じて指定してください。 下の表のとおり、上段の届出書受付日までに届いた切替届出書について、下段の税額通知書発送日に特別徴収税額通知書を送付します。									
		6月	7①月	7②月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	届出書受付日	6月9日 (火)	6月25日 (木)	7月10日 (金)	8月12日 (火)	9月10日 (水)	10月9日 (金)	11月10日 (火)	12月10日 (水)	1月13日 (水)
税額通知書発送日	6月17日 (水)	7月3日 (金)	7月21日 (火)	8月20日 (水)	9月18日 (金)	10月20日 (火)	11月18日 (水)	12月18日 (金)	1月21日 (水)	

月 割 額 の 連 絡

月割額の事前連絡が必要な場合のみご記入ください。

月 日 までに、連絡希望。

毎月の届出書受付日までに受理した届出分で、通知の発送日(左表のとおり)前に税額のお知らせが必要な場合は文書または電話でお知らせします。
なお、上記の日付が「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付で間に合う場合には、事前連絡を省略しますので予めご了承ください。

- ※ 納期が過ぎた「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」分は特別徴収に切り替えることができません。切り替えたい期別分の納期の日までにこの届出書を提出してください。
- ※ 二重納付防止のため、本人あてに送付している「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」のうち、今回特別徴収に切替する期別分の納付書を回収しこの届出書と一緒に送付してください。なお、普通徴収で納付済みの税額がある場合には、領収印のある領収証書はご本人が保管してください。
- ※ 一関市から貴事業所への「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」については、毎月の届出書受付日までに受理した届出書分を上記の表の日程のとおり発送します。届出書受付日以降に受理した分は翌月の処理になりますのでそれらを考慮し、切替開始月を指定して下さい。
- ※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書

一関市長 様	令和 年 月 日提出	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称 (氏 名)		法 人 番 号	
		給与支払者 (特別徴収義務者)	〒	担 当 者	所 属
		所 在 地 (住 所)		氏 名	
				電 話 番 号	

下記の者について、普通徴収の第 期から第4期までを 月分(年 月 日納入分)より当事業所で特別徴収します。 納入書 要・不要

給与所得者	フリガナ	申請理由(○をつけてください)	普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄
	氏 名		入社したため	済・未済・口座振替
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	復職したため	受給者番号	
1月1日住所		本人希望		年税額 : 宛名番号
現住所		その他 ()		納付済額(普) : 納付済額(特) : 特徴切替額 : 月 : 月 :
給与所得者	フリガナ	申請理由(○をつけてください)	普通徴収納付書の回収 (○で囲んでください)	市 記 入 欄
	氏 名		入社したため	仮通知 INSIDE
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	復職したため	済・未済・口座振替	FMTN 督促停止 (要・不要) 口座振替 (要・不要)
1月1日住所		本人希望		年税額 : 宛名番号
現住所		その他 ()		納付済額(普) : 納付済額(特) : 特徴切替額 : 月 : 月 :

切替届出書受付日の 税額通知書発付日の 日程(令和×年年度)	特別徴収を開始する月は、給与事務の状況に応じて指定してください。 下の表のとおり、上段の届出書受付日までに届いた切替届出書について、下段の税額通知書発送日に特別徴収税額通知書を送付します。									
		6月	7①月	7②月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	届出書受付日	6月9日 (火)	6月25日 (木)	7月10日 (金)	8月12日 (水)	9月10日 (木)	10月9日 (金)	11月10日 (火)	12月10日 (木)	1月13日 (水)
税額通知書発送日	6月17日 (水)	7月3日 (金)	7月21日 (火)	8月20日 (水)	9月18日 (金)	10月20日 (火)	11月18日 (水)	12月18日 (金)	1月21日 (水)	

月 割 額 の 連 絡

月割額の事前連絡が必要な場合のみご記入ください。

月 日 までに、連絡希望。

毎月の届出書受付日までに受理した届出分で、通知の発送日(左表のとおり)前に税額のお知らせが必要な場合は文書または電話でお知らせします。
なお、上記の日付が「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付で間に合う場合には、事前連絡を省略しますので予めご了承ください。

- ※ 納期が過ぎた「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」分は特別徴収に切り替えることができません。切り替えたい期別分の納期の日までにこの届出書を提出してください。
- ※ 二重納付防止のため、本人あてに送付している「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」のうち、今回特別徴収に切替する期別分の納付書を回収しこの届出書と一緒に送付してください。なお、普通徴収で納付済みの税額がある場合には、領収印のある領収証書はご本人が保管してください。
- ※ 一関市から貴事業所への「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」については、毎月の届出書受付日までに受理した届出書分を上記の表の日程のとおり発送します。届出書受付日以降に受理した分は翌月の処理になりますのでそれらを考慮し、切替開始月を指定して下さい。
- ※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税の納期の特例に関する申請書

一 関 市 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ 氏 名 (名 称)					特別徴収義務者 指 定 番 号					
		住 所 (所在地)	〒				法 人 番 号					
令和 年 月 日提出							担 当 者	所 属				
								氏 名				
								電 話 番 号				

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収に係る市民税・県民税・森林環境税の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額						
	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月
申請の日前6ヶ月間における給与の支払を受ける者の数	人 数	人	人	人	人	人	人
上記のうち、臨時に雇用している者の数	人 数	人	人	人	人	人	人
1 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 2 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日							

※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

※ 承認された場合、翌年度以降も引き続き特例措置が継続されます。そのため、当初課税前に市から給与支払人員について確認の連絡をする場合があります。給与の支払を受ける者が通常10人以上となった場合には、特例の適用を解除することになりますので速やかにご連絡願います。

市 処 理 欄	処 理 区 分	却下の理由	INSIDE
	承 認 却 下		

個人事業主が使用する納入申告書について (退職所得用)

特別徴収義務者が個人事業主である場合における退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書の提出については、納入書裏面を使用せず、右の納入申告書を使用してください。

《注意事項》

1 納入にあたっては、納入書(3連式)表面の各項に所要事項を記入し、表紙裏面の指定金融機関へ納入してください。

その際、納入書裏面の納入申告書への記入は不要です。

2 納入申告書の提出にあたっては、右の納入申告書の各項に所要事項を記入の上、事業主の本人確認書類(個人番号及び身元確認ができる書類※)を同封し、一関市役所市民税課まで提出してください。

※本人確認書類の例

・マイナンバーカードの写し(1点で可)

・マイナンバー通知カードと免許証等の写真入り身分証の写し(2点必要)

3 右の納入申告書は、退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書ですので、退職所得等の分離課税がある場合のみ記載してください。

(切 取 り 線)

退職手当に係る 市民税・県民税 納入申告書																
一 関 市 長 様 令和 年 月 日 提出								(受付印)								
令和 年 月 分							人 員	人								
退 職 手 当 等 支 払 金 額							十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退 職 手 当 等 支 払 金 額 内 訳	住所 氏名 (年数)															
	住所 氏名 (年数)															
	住所 氏名 (年数)															
	住所 氏名 (年数)															
	住所 氏名 (年数)															
特別徴収 税 額	市 民 税															
	県 民 税															
(特別徴収義務者) 住所又は 千 所在地																
氏名又は 名 称																
個人番号 <input type="text"/>																
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																

